

【資料7】

本協議会の今後の取組について

奈良労働局、奈良運輸支局、奈良県トラック協会

- ・働き方改革への対応は、適正運賃の収受と労働時間の削減の両輪で進めていくべき
- アンケート結果によれば、県内は、荷主に対する交渉を行えていない割合が高く、適正運賃の収受、労働時間の削減に向けて、取引環境の改善の後押しが必要。

【奈良労働局】

改善基準告示の改正に伴い「荷主特別対策チーム」を編成。

今後トラック運転者の長時間労働の是正等の働き方改革を一層積極的に進めるため、①長時間労働の恒常的な荷待ち時間の改善に努めること、②運送業務の発注担当者に改善基準を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること、などを要請する。

厚生労働省 ホーム

Google カスタム検索

テーマ別を探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 労働時間の改善に関する情報メール窓口

長時間の荷待ちに関する情報メール窓口

道路貨物運送業においては、他の産業に比べて長時間労働の実態にあり、長時間労働抑制に向けた諸対策を一層積極的に進める必要があります。

一方、道路貨物運送業の長時間労働の要因の中には、取引慣行などの個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものもあります。

これらを踏まえ、厚生労働省は、道路貨物運送業における長時間労働の自主的な改善を困難としている要因の一つである、荷主・元請運送事業者の都合による「長時間の荷待ち」に関する情報を把握し、この改善に向けて荷主・元請運送事業者に対する「要請」や国土交通省への「情報提供」の参考とさせていただくこととしました。

本窓口では、道路貨物運送業の事業場における長時間・過重労働（労働基準法などの違反が疑われるものに限る。）の主な要因が荷主・元請運送事業者による「長時間の荷待ち」である場合、その情報をメールでお寄せいただくことができます。情報の受付対象となる法律等は、以下のとおりです。なお、受け付けた情報に関する照会や相談についてはお答えしかねますので、あらかじめご承知おきください。

労働基準法
自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）

Q あなたの事業場（会社）に荷待ちを指示した荷主または元請運送事業者の所在地がある都道府県を選んでください。

政策について
分野別の政策一覧
健康・医療
子ども・子育て
福祉・介護
雇用・労働
雇用
人材開発
労働基準
雇用環境・均等
非正規雇用（有期・パート・派遣労働）
労働関係
労働政策全般



厚生労働省 奈良労働局

Press Release

報道関係者 各位

令和4年12月23日
【照会先】
奈良労働局 監督課
課長 百歩 健
地方労働基準監督官 藤田 清明
(電話)0742(32)0204

改善基準告示の改正に伴い「荷主特別対策チーム」を編成しました
～奈良労働局にトラック運転者のための特別チームが発足～

厚生労働省は、本日、「改善基準告示」（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号））を改正（※）するとともに、奈良労働局において、トラック運転者の方の長時間労働の是正のため、発着荷主等に対して、長時間の荷待ちを発生させないことなどについての要請とその改善に向けた働きかけを行うことを目的とした「荷主特別対策チーム」を編成しました。 ※適用は令和6年4月1日。

道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、トラック運転者の方の長時間労働の是正等の働き方改革を一層積極的に進める必要があります。しかしながら、長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあるため、「荷主特別対策チーム」が、発着荷主等に対して要請と働きかけを行うこととしました。

奈良労働局では、改正された改善基準告示を広く周知するほか、こうした取組を通じて、トラック運転者の方が健康に働くことができる環境整備に努めてまいります。

【荷主特別対策チームの概要】

- **トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有するメンバーで編成されています**
「荷主特別対策チーム」は、奈良労働局に新たに任命する荷主特別対策担当官を中心に、トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有する奈良労働局・奈良労働局管内各労働基準監督署のメンバーにより編成しています。
- **労働基準監督署が発着荷主等に対して要請します**
奈良労働局管内各労働基準監督署が、発着荷主等に対し、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること、などを要請します。
- **奈良労働局が長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主に働きかけます**
奈良労働局のメンバーが、管内各労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスをを行います。
- **長時間の荷待ちに関する情報を収集します**
厚生労働省ホームページに、「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」（※）を新設し、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に、労働基準監督署が要請を行います。



※URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukiun/ninachi.html

【奈良運輸支局】

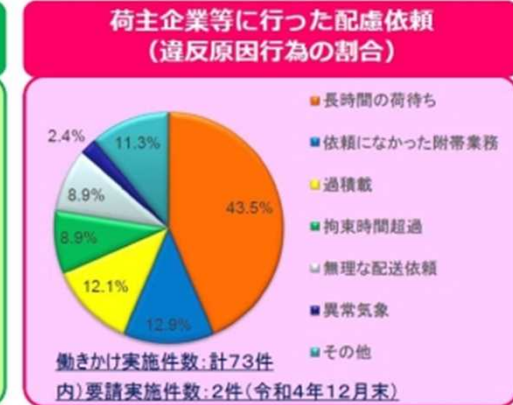
監査を端緒とする「荷主勧告制度」とは異なり、長時間の荷待ちや契約に含まれない附帯業務（追加業務）、コンプライアンス確保に影響しうる輸送に関する情報（非合理的到着時間の設定、重量違反等になるような依頼、燃料費等のコスト増加にかかる運賃・料金等の不当な据え置き）などの情報を収集し、荷主に対する働きかけを行えるよう、意見募集窓口を周知する。



意見等の募集窓口等への投稿内容
(貨物自動車運送事業法等違反の疑いに関するもの)

＜投稿で寄せられている主な項目＞

- ・ (恒常的な) 長時間の荷待ち
- ・ 拘束時間超過
- ・ 過積載
- ・ 無理な配送依頼
- ・ 依頼になかった附帯業務
- ・ 異常気象時の運行強要
- ・ その他



「荷主勧告制度」

過積載運行や過労防止運転措置義務違反等の違反行為に対し、行政処分を行う場合に、当該違反行為が荷主の指示によるなど主として荷主の行為に起因するものと認められたときは、当該荷主に対し違反行為の再発防止のための適当な措置を執るべきことを勧告するもの。 勧告を発動した場合には、当該荷主名及び事案の概要を公表します。

また、法律に基づく勧告のほか、①勧告には至らないものの違反行為への関与が認められる荷主に対する「警告」、②関係機関からの法令違反情報等をもとに関係する荷主を特定し早期に働きかけを行う「協力要請」といった措置を設けています。

また、奈良労働局や奈良県トラック協会と連携し、「荷主特別対策チーム」や協会員からの情報に基づいて、事業者ヒアリングを実施し、本省への上申や今後の協議会での周知を実施

【奈良県トラック協会】

令和6年4月から適用される改正改善基準告示について、以下の取組を実施

- ・ 「改善基準告示が改正されます！」クリアファイルの配布 **令和5年3月(予定)**
- ・ 適正化事業情報誌「あすか」に改正内容を掲載し、県内荷主企業(約1000社)に送付 **令和5年3月(予定)**
- ・ 改正改善基準告示周知セミナー **令和5年4月以降**

